

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成31年3月18日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

3月18日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 -----	1
開会の宣告 -----	3
委員会記録署名委員の指名 -----	3
議案第7号及び議案第15号の審査 -----	3
質疑（光好博幸委員、中川嘉彦委員、藤浦雅彦委員、増永和起委員）	
議案第27号の審査 -----	26
議案第28号の審査 -----	26
採決 -----	26
所管事項に関する事務調査について -----	27
閉会の宣告 -----	28

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成31年3月18日(月) 午後1時27分 開会
午後3時54分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 森西 正 副委員長 増永和起 委員 福住礼子
委員 藤浦雅彦 委員 中川嘉彦 委員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市民生活部長 野村眞二 環境部長 山田雅也
同部参事兼環境センター長 鈴木康之
保健福祉部長 堤 守 同部理事 平井貴志
同部参事 川口敦子 保健福祉課長 有場 隆
高齢介護課長 荒井陽子

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 関 正秀

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成31年度摂津市一般会計予算所管分
議案第10号 平成30年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分
議案第 6号 平成31年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案第 4号 平成31年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案第13号 平成30年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
議案第29号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 8号 平成31年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 7号 平成31年度摂津市介護保険特別会計予算
議案第15号 平成30年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第4号)
議案第27号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 28 号 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を
改正する条例制定の件

(午後1時27分 開会)

○森西正委員長 それでは、ただいまから民生常任委員を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、藤浦委員を指名します。

議案第7号及び議案第15号の審査を行います。

本2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは、質問させていただきます。全部で三つです。

一つ目は、予算概要184ページ、介護予防普及啓発事業において、認知症予防効果分析委託料として38万5,000円計上されております。これは主要事業一覧にもありましたけれども、せつつはつらつ脳トレ体操による体力及び認知機能の効果測定を行うものというふうに認識しておりますけれども、この分は新規事業でもありますので、改めて内容についてお聞かせください。

質問2です。同じく184ページの地域介護予防活動支援事業について、つどい場づくり活動補助金ということで125万円計上されております。この内容についてもお聞かせください。

また今、本市で推進しているつどい場があると思うんですけれども、そのつどい場との違いについてもあわせてお答えいただければと思います。

最後質問3です。186ページ、認知症サポーター等養成事業ですね。金額こそ少ないですけど、13万7,000円計上されております。これも昨年同様の金額ではありませんけれども、改めて平成31年度の計画についてお聞かせください。

以上、3点でございます。

○森西正委員長 川口部参事。

○川口保健福祉部参事 それでは、光好委員の3点の質問のうち、2点についてお答えさせていただきます。

まず1点目です。184ページ、認知症予防効果分析委託料についてでございます。

これにつきましては、委員からのご説明にもありましたように、現在、摂津市オリジナルのせつつはつらつ脳トレ体操につきましては、広く市民や健康づくりグループ、介護保険事業所に配布し、認知症介護予防のツールとして活用いたしているところでございます。この体操を継続的に実施することによって認知症介護予防の効果、これについてのエビデンスを明らかにすることにより、さらなる普及を図りたいと考えております。

具体的な方法といたしましては、高齢者のグループで参加申し込みをいただき、脳トレ体操、健康体操を実施いたしますはつらつ元気でまっせ講座、こちらの講座にご参加いただいた方を対象といたしまして、身体機能測定や認知機能の測定を講座開始時と講座の終了時に行いまして、その測定値を比較検討し、効果分析を行いたいと考えております。

186ページの認知症サポーター等養成事業についてでございます。

こちらの平成31年度の取り組みでございます。基本的には、市が定例的に主催いたします講座を、年間4回実施しております。これ以外に地域団体や大学等からの依頼で実施いたします出前講座、こういったものを平成30年度と同様に、平成31年度も実施いたします。また、平成30年度、市職員の管理職を対象としまして、サポーター養成講座を実施いたしました。こ

れにつきましては、平成31年度は、市職員に対し、順次実施していきたいのと、あと消防職員についても、消防のほうからそういった受講のご希望も頂戴しておりますので、消防職員に対しても、認知症についての理解を深めて、それぞれの部署で日常業務に生かしていただけるように、順次広げてまいりたいと考えております。

以上です。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、私のほうから質問番号2番目の地域介護予防活動支援事業のつどい場づくり活動補助金についてご答弁申し上げます。

これにつきましては、高齢者が身近な地域で集える場を地域団体等が主体的に実施しようとする場合、その場所の利用料を補助するものでございます。これまで展開してきましたつどい場は、市の委託事業であり、実施場所の指定をし、オリジナルの脳トレ体操や摂津みんな体操四部作の実施、週1回の開催など、市が提示した条件のもと、公募によりプロポーザル審査を行って実施団体を決定しております。平成31年度に新規事業として展開するつどい場は介護予防に取り組む地域団体の育成・支援を目的とし、高齢者が徒歩で通うことができる場の新設を期待し、補助金を交付するものでございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず質問1、介護予防普及啓発事業ということで、認知症予防効果の分析内容についてお聞かせいただきました。ご答弁にもありましたけれども、はつらつ元気でまっせ講座に絡めて、せつつはつらつ脳トレ体

操の効果を図るということで非常にいい取り組みかと思います。では、非常にいい取り組みではあると思うんですけども、この認知症の予防効果分析、今後どのように普及されようとしているのかということと、先ほどグループの参加申し込みとおっしゃってございましたけれども、どれぐらいのグループを想定されているのかについて2回目お聞かせください。

二つ目に地域介護予防活動支援事業のつどい場づくり活動補助金の内容と、今のつどい場との違いということでお聞かせいただきました。今回のつどい場づくり活動は、集会所を活用して気軽に集えるというところで行きますと、私、一般質問でもそういうことを言わせてもらったと思うんですけども、本当に私が頭に描いたつどい場に非常に近いといえますか、気軽に交流の場ができるということで非常にいい取り組みだと私は思います。

ではこれも、このつどい場づくり、さらに活動を広げていく必要があると思うんですけども、どれぐらいの団体といえますか、どれぐらいのつどい場づくりを見込まれているのかということと、改めて活動を始めようとするに当たりまして、何か条件面とか、もし制約がございましたら、そのあたりもお聞かせいただきたいと思えます。

質問3です。認知症サポーター等養成事業ということで、平成31年度の取り組みをお聞かせいただきました。認知症サポーターというのは、認知症の高齢者に対する理解を深めることを目的としていると私、認識しております。先ほどご答弁もありましたけれども、平成31年度は、市の職員、あと消防職員等々予定しているということもお聞かせいただきましたけれども、さ

らにそれ以外でも広げていくべきなんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたりどのように考えられているのかということをお聞かせください。

2回目は以上です。

○森西正委員長 川口部参事。

○川口保健福祉部参事 ただいまのご質問にお答えします。

まず、せつつはつらつ脳トレ体操のさらなる普及ということでございます。ただいまホームページにアップし、誰もが閲覧できて気軽に取り組んでいただけるように準備中でございます。

また、効果分析を行いますことで、効果があるということで、介護予防の推進といった視点からも普及啓発がしやすくなるのではないかなと考えております。

また、これは今後いろんな場面で市民の皆様をお願いしていくことにはなるんですけれども、人が集まる機会とか、会合等、この脳トレのDVDにつきましては、短編、長編、いろいろな時間で区切ることができますので、そういった意味では、いろんな会合、待ち時間、いろんな場所でぜひご利用いただきたいということでの周知も図っていただけるのではないかと考えております。

はつらつ元気でまっせ講座の対象グループですけれども、昨年度は7グループを対象に実施をいたしております。ただ、効果分析は平成31年度の事業ということになりますので、講座の開催については、予定では7グループということで計上しておりますけれども、分析に時間を要するため、実際に効果判定ができるのは上半期のグループと考えますと、4グループ程度を対象としているところでございます。

3点目の認知症サポーター養成講座に

ついてでございます。市が定期的実施するもの、あるいは市の職員、それ以外にということではやはり地域で認知症の方、あるいはそのご家族を支えるということになりますので、限られたそういった団体だけではなくて、企業ですとか、以前にも郵便局や、また大学とか幼稚園等でも実施をさせていただいているんですけれども、そういった幅広い年齢層、また地域に根差して活動されているところ、例えば高齢者のつどい場もその一つに挙げられるかと思えますけれども、そのように余り対象を限定せずに広くこつこつと実施できればいいなと考えております。

以上です。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、質問番号2番目のつどい場づくり活動補助金の条件と実施見込みについてでございます。

こちらにつきましては、条件として現在確定しているのは、65歳以上の方なら誰でも参加できること、市立集会所で開催すること、お茶を飲み、おしゃべりをするなど気軽に参加できる場とすることです。せつつ高齢者かがやきプランの第7期計画期間の残り2年間で公募するものとし、平成31年度は市立集会所の半数である25か所分の予算を計上しております。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 それでは、3回目ということで全て要望とさせていただきます。

まず質問一つ目の介護予防普及啓発事業というところで見込まれている人数、普及方法についてお聞かせいただきました。本当に効果検証分析というのは、次のステップに至る上では非常に重要でもありますし、まさにPDCAサイクルを回す取り

組みかと思えます。しかしながら認知症予防という観点でいきますと、なかなか効果としてあらわれない場合があるでしょうし、また何をもって効果が出ているかというのは判断が難しい場合、もしくは取り組み頻度によって差が出てくると思えますので、詳細なことはこれから決められるとは思いますが、いろいろと工夫しながら、ぜひ先ほどおっしゃってましたけれども、粘り強く取り組んでいただければなというふうに思えます。要望としておきます。

質問2です。地域介護予防活動支援事業というところで、つどい場づくり活動の見込み、条件ですね、お聞かせいただきました。集会所25か所というところで、本当にこのつどい場づくり活動というのは、現行の委託されているつどい場を開催する、あるいは参加するには少しハードルが高い方々にとっては非常に有効だと思えます。気軽に行けるという意味でね。そういった意味では出不精になりがちの高齢者の方は足を運ぶきっかけになったり、あるいは気軽に話ができる仲間づくりになると思えますので、これもぜひ精力的に取り組んでいただきますように要望いたします。

それと三つ目です。認知症サポーター等養成事業のところでの普及方法等々聞かせていただきました。年齢等問わず幅広くやりたいということで、本当に認知症というのは、身近な病気でもございますし、より多くの方々に正しい知識を習得していただく必要があると思えます。私もいろいろと新聞等を見てますと、他市では、吹田市ですけれども、小学生向けの認知症サポーター養成講座をやっているところもございまして、ご答弁にもありましたけれ

ども、ぜひ幅広い世代を対象にどんどん広げていただけたらと思えますので、これも要望としておきます。

以上で質問を終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは、1問だけお聞きしたいと思えます。予算概要184ページ、高齢介護課の認知症総合支援事業442万8,000円。今、光好委員も触れられましたけれども、これから高齢化が進みますと、どうしても認知症というのは、社会の大問題になってくると思えます。その中でこの認知症総合支援事業、今回442万8,000円ですけれども、前年度666万円に比べると大分下がっているような気がいたします。それについてお教えていただきたいと思えます。

以上です。

○森西正委員長 川口部参事。

○川口保健福祉部参事 ただいまのご質問にお答えいたします。

認知症総合支援事業につきましては、昨年と比べて減額となってございます。こちらにつきましては、この事業は平成30年度からの事業でございます。まず初年度ということで、昨年度は広く市民の方に、認知症について普及啓発を図るという目的で、認知症予防のポイント、あるいは相談窓口、認知症の症状の変化に合わせた医療や介護サービスを示したガイドブックということで、認知症ケアパスという冊子を作成いたしました。こちらの印刷製本費ということで計上しておりましたので、平成31年度については、それを平成30年度に配布しているということで、作成をいたしません。

また、このガイドブックですけれども、

平成30年12月に全戸配布させていただいております。

以上でございます。

○森西正委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 今申し上げましたけれども、これから時代は高齢化社会が急激に進んできます。それに伴って認知症の方もますます、今後ふえると思います。潜在的な認知症な方、現在認知症の方がいますので、その啓発活動をしっかりと取り組んでいただきたいことを要望して終わります。

○森西正委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは、順次質問させていただきたいと思います。

まず1番目ですけれども、大阪府地域医療介護総合確保基金事業についてです。

予算概要178ページに記載がありますが、大阪府地域医療介護総合確保基金事業1億8,623万円の中身についてご説明ください。

それから2番目、介護予防・生活支援サービス事業についてです。同じく予算概要の182ページ、介護予防・生活支援サービス事業の中で、平成29年度から導入されました訪問型サービスAと通所型サービスCについて、その実績、それから成果がどうであったのか、評価していただきたいと思います。

それから3番目は、先ほど質問がありました介護予防普及啓発事業についてでありますけれども、これはしっかりと展開していただきますように、これは要望として重ねて要望しておきたいと思います。

4番目、地域介護予防活動支援事業について。これも先ほど質問がありましたつどい場の関係の話でございますが、現在5か所ですどい場事業が展開されています。このそれぞれの評価ですね、それから201

9年度に向けて、従来やってた5か所から増設をされるというふうにもお聞きをしておりますので、新たな増設の計画をお聞かせください、1回目。

それから5番目、包括的地域支援事業について、予算概要184ページ、包括的地域支援事業の中で、今回人員の増員、増強をされると思いますけれども、現行の体制とあわせて説明をしていただきたいと思います。

またCSW、コミュニティソーシャルワーカーが、今年度から市役所にいらっしゃった方が社会福祉協議会に移ったと思いますけれども、その活動、実績についても評価を説明いただきたいと思います。

それから6番目、生活支援体制整備事業について。同じく予算概要の184ページです。

この生活支援体制整備事業の中で、今年度に生活支援コーディネーターが配置をされています。その活動と実績について。また、2019年度の生活支援体制の充実強化についてどのように考えておられるのか、あわせてご答弁をお願いします。

7番目、認知症総合支援事業について。

これは先ほど質問がありましたけれども、認知症総合支援事業で、認知症初期集中支援チームの活動と実績、それから認知症地域支援推進員の活動と実績について説明をお願いしたいと思います。

次に、8番目の認知症サポーター等養成事業について。これも先ほど質問がありましたけれども、2019年度、また職員とか、消防職員を対象に講座をされるということでした。その目的も職務にそれを生かしていくという話でありましたけれどもそもそもこの認知症サポーターの養成ですけれども、これは私どもも国のほうでも

随分推奨をしておりますけれども、この育成の目的ですね、当初の目的、そして今後これをどんどん育成をされていくわけですから、どのように展開をされていくお考えなのか、ご答弁いただきたいと思えます。

9番目に、地域自立生活支援事業について。予算概要の186ページです。

これは配食サービス委託料です、中身は。この配食サービスについて、現状どのような体制で行われているのか、ご答弁いただきたいと思えます。

10番目、在宅医療・介護連携推進事業について。予算概要では、186ページです。在宅医療・介護連携推進事業について、2018年度で相談体制の実施とか、また研修会の実施が図られました。また、在宅医療・介護コーディネーターというのも配置をされていますけれども、それぞれの活動内容と実績について1回目答弁をお願いいたします。

以上です。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、私のほうから質問番号の1番、2番、4番、6番について答弁を申し上げます。

まず1番目、大阪府地域医療介護総合確保基金事業の内容についてでございます。

これにつきましては、地域の実情に応じた介護サービスの提供体制の整備を図るため、地域密着型サービスの介護施設等を整備する事業者に対して、大阪府にかわって市が間接的に補助金を交付するものでございます。平成31年度は、せつつ高齢者がやきプラン第7期計画の中で整備を計画しております小規模多機能型居宅介護と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、それぞれ3,920万円、1億4,703万円の補助金を計上

しております。

続きまして、質問番号2番目、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスAと通所型サービスCの実績についてでございます。

まず訪問型サービスAにつきましては、シルバー人材センターと布亀株式会社に委託し、掃除、洗濯、衣類の整理、被服の補修、買い物、薬の受け取りなどを行っております。現行の訪問介護サービスより簡易な生活援助でございますので、サービス単価も安く設定されております。利用実績は、現在、各お一人でございます。

通所型サービスCは、リハビリ専門職による3か月、もしくは6か月の集中的な運動指導等を行うもので、保健センターを指定して実施しております。サービス提供前に保健センター専門職が自宅を訪問して、生活課題を把握し、サービス提供後にも自宅を訪問し、状態の評価を行っております。現行の通所サービスよりも、個々の状態改善に向けたプログラムを行っていることが特徴で、好評を得ております。利用実績は、平成29年度が20人、平成30年度が10月末までで20人であり、最終的には平成29年度の1.5倍ぐらいになるのではないかと考えております。

続きまして、つどい場事業でございます。こちらについての評価でございますが、今5か所ございますけれども、それぞれの団体が創意工夫を凝らして開催されており、非常に参加者から好評を得ております。また、平成30年6月の震災以降ですが、この場が参加者の安心感につながったというようなお声もございました。スタート時には10か所を目指しておりましたが、2019年度の増設計画につきましては、4月から2か所新たに開設することになっ

ておりまして、1か所が一津屋2丁目の第30集会所、もう一つが別府2丁目の第43集会所でございます。

続きまして、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターの活動実績と今後ということでございます。

こちらにつきましては、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、生活支援や介護予防のサービスの提供体制や高齢者を支える地域づくりを進めるため、平成30年4月に生活支援コーディネーターを配置いたしました。高齢介護課職員1名と社会福祉協議会職員2名が担っております。平成30年度は市内を回り、高齢者が参加する活動場所を訪問して、活動団体や内容を把握してまいりました。この情報を中学校区別に冊子にまとめ、発行する予定でございます。

また、今月には地域団体や介護関係機関などが集まって、生活支援・介護予防の新たなサービスなどを考える会議として協議体を立ち上げることとなっており、そのコーディネートも今後行っていく予定でございます。

○森西正委員長 川口部参事。

○川口保健福祉部参事 それでは、5点の質問にお答えさせていただきます。

まず質問番号5番です。包括的地域支援事業についてでございます。現行の体制とあわせて説明ということでございます。

地域包括支援センターにつきましては、人員の配置ですけれども、65歳以上の高齢者、おおむね3,000人から6,000人に保健師と社会福祉士、主任ケアマネジャー、この3専門職種を各1名ずつ配置ということが規定されております。平成30年度は保健師等3名、社会福祉士4名、主任ケアマネジャーが4名という体制で

ございました。平成31年2月末現在で、65歳以上の高齢者数が2万2,010人ということで、2万2,000人を超えましたことと、あわせて後期高齢者が増加しておりますので、やはり相談等も多岐にわたっております。そういった意味で、平成31年度は、3名でありました保健師を1名増員して、各3専門職種それぞれ4名ずつの体制ということで上げさせていただいております。

質問番号7番の認知症総合支援事業についてでございます。

まず、認知症初期集中支援チームの活動と実績でございます。認知症初期集中支援チームは、認知症の初期の人の重度化防止に取り組むということと、適切な医療や介護サービスにつながるように社会福祉士、保健師、認知症サポート医からなる専門職のチームで、訪問などの対応を早期に図るものでございます。こちらにつきましては、今年度まだ年度途中ということにはなりますが、現在14名の方に相談支援を行いました。

続きまして、認知症地域支援推進員についてでございます。こちらの推進員は、認知症になっても住みなれた地域で生活を継続できるように関係機関の連携のネットワーク構築を図るとともに、効果的な支援事業について推進をしていくものでございます。この推進員につきましては、高齢介護課の保健師、社会福祉士が担当しておりまして、まず認知症施策について検討を行います認知症支援プロジェクトチームというのがございます。こちらの運営、あと昨年作成いたしました認知症ケアパス、こういったものをこのプロジェクトチームで検討をいたしましたり、あるいは認知症の市民公開講座の開催、あるいは認知

症カフェの開設推進等、認知症の高齢者の方が住みなれた地域で暮らしやすいまちづくりを推進する、このような事業に取り組んでおります。

続きまして質問番号8番の認知症サポーター養成講座についてでございます。

認知症サポーターにつきましては、養成講座をお受けいただいた後、認知症についての正しい理解を持っていただきまして、できる範囲で認知症の人とその家族を支援するというのが大きな目的でございます。したがって、認知症サポーターの方をどんどん地域でふやしていく。それが優しい地域づくりにつながるというふうに考えております。認知症サポーター養成講座をご受講された後に、認知症支援ボランティアグループということで、ボランティアのグループを立ち上げていただいたようなこともございます。そういった認知症支援のボランティアグループが施設に行かれて、認知症の方の傾聴ですとか、あるいは認知症カフェというようなものも実際に展開していただいておりますので、そういった意味では、サポーター養成講座を受けられた方が後々そういった地域で活動していただけるような展開が望ましいと思っております。

続きまして、質問番号9番の配食サービスについてでございます。

配食サービスにつきましては、平成29年度に比べますと、正式な数ではございませんが、昼食につきましては、現在1か月当たりで50名、夕食は2か所、せつつ桜苑ととりかい白鷺園に配食を委託しております。こちらについては、それぞれせつつ桜苑が37名、とりかい白鷺園が27名ということで、平成29年度に比べて増加しているという状況でございます。

質問番号10番の介護医療連携に係る質問でございます。

これにつきましては、研修会ということで、在宅医療、介護関係者の顔の見える関係づくりということで、多職種連携研修会、こちらのほうを従来より取り組みを進めております。平成30年度につきましては、平成29年度に開催いたしました研修会のさらなる充実ということでチームステップスといたしまして、チームでよりよいケアをということで、介護、医療の職員が皆さんチームという視点から介護を考えるということで、そういう研修会を1回と、ACPといたしまして、人生会議とも言われてますけれども、そのような研修会を1回開催しております。平成30年度は合計2回の開催をいたしました。

それともう1点、平成30年度から在宅医療介護連携を図りますコーディネーターを医師会に委託をして配置をしていただきました。このコーディネーターの実績といたしましては、医療機関からのご相談を受けていただく、あるいは介護保険事業者から医療に関するご相談を受けていただくというふうな役割を担っていただくものでございます。具体的な相談件数ということではないんですけれども、実際には、このコーディネーターが介護の事業者、あるいは医療機関等をご訪問いただきまして、実際にどのようなことで困っているか等の相談等について、待ちの姿勢ではなくて、アウトリーチをしながら取り組んでいただいたというように、平成30年度の実績としてはお聞きをいたしております。

以上でございます。

○森西正委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ご答弁いただきました。非常にだんだん高齢化社会が進んでいく

中で、特別養護老人ホームの要望なんかも大変よく聞くわけでございますけれども、だんだん深刻になっていってる中で、大変大事なこの取り組みがされているわけですから、まず1番目の施設整備の費用になっていきますけれども、安威川以北に小規模多機能型居住介護施設を設置と、それから同じく安威川以北に地域密着型介護予防老人福祉施設を設置をするという予定になっているところですが、これせつつ高齢者ががやきプランの今第7期です。第6期のときにも計画があったけれども、未整備になっているということでございました。本当に老人ホームに入りたいという人はたくさんいらっしゃる、なかなか入れないという現状になっていますね。これまでの経過となぜ第6期の計画でできなくて、こういう状況になっているのかということも原因も踏まえて説明いただきたいと思います。

これは事業所が手を挙げてくれなかったという単純な話になりますけれども、そういうことも踏まえて、見据えて、事業所が手を挙げてくれやすいような何か手だてを考えられているのかということもあわせてご答弁ください。

2番目の介護予防・生活支援サービス事業についてであります。

先ほど評価、実績を述べていただきましたけれども、特に訪問型サービスAの利用者は1人であるということでございまして、シルバー人材センターと布亀株式会社のところが受け皿となっているわけですが、今後やっぱり利用してもらうために、何かやっていかないといけないんだろうなと思うんです。この利用が進まない原因というのは一体どこにあるのかということをご答弁いただきたいと思います。

それからせつつ高齢者ががやきプランの中では、通所型サービスBも地域の実情を見て、実施を検討していくというふうに記載されていますね。これは実施可能な状況というのはどういう場合に実施可能と判断されるのか。現状は今どうなのかということとあわせてご答弁いただきたいと思います。

4番目、地域介護予防活動支援事業についてであります。つどい場について今回は2か所増設をされるということで7か所になると。それからこのつどい場づくり活動補助金については、先ほど25か所分の予算をとっているということでございました。これはしっかり進めていただきたいというふうに期待をしておりますので、ぜひ多くのつどい場ができてくるように期待しておきたいと思います。こういう場所にも、認知症サポーター養成講座を受けた方ね、認知症サポーターなんかもこういうところに、じゃあ、私たちも参加しましょうとか、やりましょうかみたいなことで、どんどん絡んでいっていただいて、広がっていただくことが本当に望ましいなと思っているんですけれども、そういうことも考えていただきたいなと思います。これは要望としておきます。

それから5番目の包括的地域支援事業についてでありますけれども、先ほどCSWの話が抜けてましたね、CSWの活動についてお願いしたいと思います。

よく活動していただいていると思っています、地域包括支援センターね。本当にいろいろ相談にも乗っていただいていますし、積極的に活動していただいていることは私も評価をしているわけですが、今大体は安威川以北と以南にチームを分けておられると思うんですけれども、今

言われたように、だんだん後期高齢者もふえてきました。今回それで人員もふやされたということだと思えるんですけどもね。そうしますと、これから2025年に向かってさらに多く作業量がふえてくると思いますけれども、今後この2地域に分かれている体制については、どのようにさらに充実させていかれることになるのか。これを4チームにするとか、もしくは2チームだけで人員をふやしていくような形にするとか、そういうことも見通しがあるならば教えていただきたいと思います。

それから6番目、生活支援体制整備事業についてであります。

先ほどの活動形態はよくわかりました。それで、2019年度では、独自のポータルサイトの構築をされるとなっておりますけれども、その中身についてご答弁いただきたいと思います。

それから7番目の認知症総合支援事業についてであります。これも活動についてはよくわかりました。さまざまにやっていただいていると思いますので、さらに取り組みをしていただきますようお願いしたいと思いますが、私もそうですけれども、非常に注目をされています。認知症の初期の段階でしっかり手当をしていこうということですから、これは非常に大事な取り組みであったと思っているわけですが、こういった取り組みの中にも、先ほどありました認知症サポーターも含めてもっともっと協働で進めていけるような体制をつくっていくことも考えられると思うんですけども、そういう今後の広がり、取り組み、展開について考えがあれば教えていただきたいと思います。

それから8番目の認知症サポーター等養成事業についてでございますが、できる

範囲で認知症の人やその家族を支援しようということで、できるだけ多くの方に受けてもらうということで進められているということでございます。これはこれで大変いいことだと思えるんです。私も実は受けました。限られた時間の中で本当にそのエッセンスの部分だけを教えてくれはって、時間が限られていますから、後は家で読んでくださいという感じになったんですけれども、そのときはそういうふうに思っていますけれども、時がたてばだんだん薄らいでいくというか、弱っていくというか、そういう部分は人間はえてしてあるものですから、やっぱり認知症サポーターを受けるだけではなくて、次の段階に進めますよというコースがあってもいいなど私は思うんです。もう少し専門的に時間をかけてスキルアップしましょうというコースもあってもいいと思うし、先ほど言いましたように、じゃあ何か手伝えることがあったらお手伝いしましょうと、先ほどのつどい場をやりましょうとか、そういう方がどんどん出てくるとかいうふうには全部が同じように薄く広くというのではなくて、中には頑張ってもらえる方も出てくると。ほほえみの会とか、楽楽カフェとかやっていたらっしゃる方もよく知っています。頑張っているからね。そんなんが次々が出てくるような、3,000人以上今いらっしゃいますからね。そういう取り組みもやっぱり市としては考えていったらどうかなと思うんですけども、そういうことについて、お考えを教えてくださいたいと思います。

それから地域自立生活支援事業の配送サービスでございますけれども、これも先ほど言ったように、どんどん高齢者のひとり暮らしがふえていっている中で、ニーズ

をどのように把握をされているのか。希望が多ければ、限定何食までやからあそこでいっぱいですというふうなことになるわな。それ以上は申し込んでもらってもだめですと、こういうふうになるわけですが、これもニーズをどのように把握されて、今後はどういうふうにそれを反映していくような取り組み、柔軟な視点があるのかなのか、これも教えてください。

それから10番目になりますが、介護と医療の連携ですね、先ほど取り組みを言っていたかもしれませんが、これは非常に大事なことだと思っております、今、地域包括ケアシステムというふうに国のほうから言われておりますけれども、こういう高齢者かがやきプランをつくっていくのは、ここがやっぱり肝だと思っております。医療と介護がうまく連携をしてやっていくことになると思うんですけれども、まだまだ始まったばかりだと思えます。もっとも力を入れていかなあかんと思うんですけれども、現状、到達点から比べたらどれぐらいまで進んでいるのでしょうか。そして今後、平成31年度はこうですよ、平成32年度はこうですよということで、この高齢者かがやきプランでは、2025年のときには、達成というか、形をつくっていかなあかんということになっていきますから、そういうものについて、目標から逆算をしていくようなことになっていくのか、ご答弁いただきたいと思えます。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、私のほうから3点のご質問にお答えをいたします。

まず1点目でございます。地域密着型サービスの整備状況についてでございます。

こちらにつきましては、第7期計画の1年目に当たる平成30年度に小規模多機

能型居宅介護と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の2施設について募集を行いました。問い合わせはございましたけれども、応募には至っていない状況でございます。地域密着型サービスはまさに小規模であるため、経営が難しいであるとか、市内に適切な整備場所を探すことが難しいというような状況であるかと思えます。今後参入しやすい手だてということでございますけれども、安威川の以北圏域の整備ということで計画はしておりますけれども、整備圏域の条件を緩和するなどして引き続き募集を行ってまいりたいと考えております。また第8期の計画を策定するに当たって、改めてせつつ高齢者かがやきプラン審議会で審議していきたいと考えております。

続きまして、介護予防・生活支援サービス事業についての利用が進まない理由ということで、訪問型サービスAについてでございます。

こちらの事業は平成29年度からスタートし、丸2年を迎えております。現行の訪問介護サービスを受けておられた方は引き続きそちらのほうを利用されている方が多いと思えます。新規の方にこのサービスを利用していただくためには、もう少し周知が必要であるのではないかと考えております。

通所型サービスBについてでございます。こちらにつきましては、住民等のボランティア、NPOが主体となり自発的に運営する通所型の予防事業のことでございます。現在、摂津市におきましては、通所型サービスBの実施については検討中でございます。引き続き、地域の助け合いやボランティアの状況を調査してまいりたいと考えております。

続きまして、社会資源を掲載するポータルサイトの構築についてでございます。

こちらにつきましては、高齢者のための社会資源情報を提供するポータルサイトを構築するものでございます。介護保険事業所や医療機関、高齢者の生活を支援する活動などの情報を把握し、発信してまいります。また、介護事業者向けのクローズドサイトもございまして、摂津市や国からの情報や事業者同士の連携に役立つ情報の発信にも活用してまいります。

○森西正委員長 川口部参事。

○川口保健福祉部参事 質問番号5番についてでございます。先ほどCSWの活動について実績がお答えできておりませんでした。CSWの活動の実績につきましては、こちらで今、把握ができておりませんのでお答えできない状況でございます。ただ、CSWが社会福祉協議会に移りまして、地域包括支援センターと同じ組織でございますし、いろんな意味で連携というのはとりやすくなっているというふうに認識をしております。

またもう1点の今後の地域包括支援センターの箇所数といいますか、圏域についてということでございます。

高齢者かがやきプランにおいては、生活圏域を2圏域ということで安威川以北、安威川以南ということで計画は立てておまして、第7期において安威川以南の設置を目指しますということで計画には書かせていただいております。ただ生活圏域が包括の箇所数とイコールかどうか、それぞれの市民の方の行動のパターンもあると思われまので、地域包括支援センターの箇所数、今後の設置等につきましては、検討を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

質問番号7番の認知症総合支援事業についてでございます。

認知症サポーターと協働でいろいろな事業を進めていくのがよいのではないかというご提案をいただいております。認知症サポーターとなっていた方は意識の高い方と考えられると思いますので、そういった意味では、認知症プロジェクトチームの中でいろんな事業を企画検討してまいりますので、そういったところで認知症サポーターにもご協力いただけるのかどうなのかといったあたりも検討をしていく必要があると考えております。

認知症サポーター養成講座ということで同じようなお答えになってしまうんですけども、質問番号8番につきましてもやはりサポーターとなるだけではなくて、その先に進めるいろいろなコースがあるということは受けられる方にしましても大変励みになることには違いないと考えます。受けられた後に、何かメニュー提示ができるようなことがあれば、気分的に、講座を受けられたときは、やはり理解、知識を深めていただいた折でございますので、何かメニュー提供ができるような形を考えていけたらというふうに思っております。

質問番号9番でございます。配食サービスのニーズ把握をどのようにしていくのかということでございます。今おっしゃられたように、各昼食、夕食につきましては、定数が決まっておりますので、それ以上は現在お受けできないというようなことも起こり得ております。市民全体のニーズがどの程度あるのかというようなことにつきましては、現在は把握できていないのが現状でございます。また、配食サービスにつきましては、民間の事業所というのにもか

なりふえてきております。そういった意味では、市のほうが配食サービスとして実施する意義を改めて考えながら、今後の展開については考えていけたらというふうに思います。

質問番号10番の介護医療連携についてでございます。

目標に対して今の到達点はどれぐらいかということについてはお答えがしにくいところでございます。今、介護医療の連携は、連携シートというものを用いまして、一人一人の対象者についてですけれども、ファクスなどで、ドクターとの連携をとりやすいようにということで様式の統一化を図りまして、積み重ねをしているところでございます。また、研修会の開催に当たりまして、介護保険の事業所や医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、また茨木保健所という、多職種での開催もしております。現在の課題というあたりは、先ほどのコーディネーターに、十分いろいろ見つけて来ていただいておりますので、見えてきた課題を大事にしながら解決をどのような方法で図るかということ議論をしていけば、目標に近づいていけるのではないかとというふうに考えておりますので、そういった会議等も活用し、大事にしながら目標に向かって進んでいけたらと思っております。

○森西正委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。

3回目の質問になりますが、1番目のそれぞれの施設の問題ですけれども、まだまだ待機者も多いんですよ。老人ホームに入りたいんだけど入れない方も多いです。サービス付き高齢者向け住宅、いわゆるサ高住がまたいろいろ問題にされてきましたけれども、新聞にも載ってしまし

たけれども、そういう待機をされている方がどちらかというと今、サ高住に流れているということ、市内にありますけれども、今8つあるんですかね、結構そういう意味では、本来なら老人ホームに入れるぐらいの方でもサ高住に入っておられる方も結構いらっしゃるのではないかとというふうに思うわけですが、そういった把握、認識はどのようになっていますか。本市はちゃんと把握をされているのかどうか、認識をお伺いしたいと思います。

それから2番目ですけれども、これは訪問型サービスAの部分については、なかなか2年目に入っても、こういう現状ということであれば、本当に必要だったのかということまで言われるので、その辺はどこかで評価をしないといけないと思いますので、周知をされるということでしたけれども、これ恐らく、高齢者ががやきプランをつくられる方が従来どおり計画をつくられるんだらうなというふうに思うんですけれども、使い勝手の面とかいろいろあるんだらうと思いますけれども、それどこかで評価をしてもらおうよう、お願いしたいと思っています。

つながりのまち摂津ということで非常に取り組みを進めています。これは大事なことですし、そういう意味では、この通所型サービスBというのは、民間でのボランティアということになっていきますけれども、こういう部分も視野に入れて、これは直ちにしてくださいということではありませんけれども、つながりのまち摂津という意味で、これからの介護、地域包括ケアシステムというものは、実はこの地域のつながりをもとに組み立てていこうということになっていきますから、非常に大事な部分ですので、そういうことも踏まえ

てしっかり検討していただきたいということで、これは要望しておきたいと思いません。

4番目、つどい場ですね。これは先ほど言いましたように、認知症サポーターなどいろんな方としっかり連携して、これはぜひ成功させていただきたいと思しますので、これは要望しておきたいと思いません。

5番目の包括的地域支援事業について、CSWも大変よく動いてやっていただいていますよ。私も大変評価をしております。うまくすみ分けをして、地域包括支援センターでかかわっている方は、CSWはかかわらないけれども、そこまでつなぐとか、そういうところをうまくすみ分けをしながらかかわっていただいています。これはこれからもしっかりと活動していただけますようお願いをしておきたいと思します。

そして地域福祉計画の見直しをこれからやっていくということでございますので、社会福祉協議会の地域ささえあいプランというのともあわせて改正をするということでもありますから、そういうことと恐らく密接に関係をしてくると思うんですね、この地域を二つに分けているということについても関係があると思しますので、とにかく介護難民を出さないように、しっかり体制ができるように、これは検討をお願いをしておきたいと思します。これは要望としておきます。

それから6番目、ポータルサイト、今回初めて立ち上げるということでございますから、より実効性のあるポータルサイトとなるように取り組んでいただけますよう要望としておきます。

そして7番目、認知症サポーターにつきましては、ぜひともそういう多角的にとい

うか、スキルアップのことも考えていきたいという話でございましたので、より活躍ができるような場もつくっていただいて、そしてスキルアップもできるような場もつくっていただいて、恐らくこのつながりのあるまちの介護や認知症とかの面では、この方たちはある意味では中心になっていけるような人になると思うんですね。そういう意味では、しっかり光を当てて、体制づくりも含めて検討いただけますように、これも要望しておきたいと思します。

それから9番目、先ほど配食サービスについては、民間もありますということでございました。ちょっと高いんですね、民間は。だからその辺のこともよく把握をしていただいて、そういう方たちは、既に配食を受けられている方もいらっしゃいますからね。ただ、なかなかもっと安価じゃないとなかなか受けられないという方もいらっしゃるのので、そういう方たちのニーズをできるだけ把握をして、申し込みたいけど申し込めないというふうなことになるように把握をして展開をしていただきたいということを要望しておきたいと思します。

最後に、在宅医療と介護の関係でございますけれども、一番大事な肝の部分だと思っておりますから、なかなか難しい部分かもしれませぬ。恐らく医療も、それから薬剤師もそうですね、栄養士もそうだと。いろんな関係する人たちがいらっしゃると思うんです。そういう人たちもやっぱり連携をしていかないといけないと思しますので、その肝になるのは、この介護と医療だと思しますので、そういうこともしっかり踏まえて構築していただきたいと思いますように、これも要望としておきます。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、サービス付き高齢者住宅についての課題ということでお答えいたします。

サービス付き高齢者住宅に、本来であれば特別養護老人ホームに入るような要介護度の重い方が入所されているという社会問題につきましては、認識しております。

摂津市としましては、平成31年度にどのような方が実際に市内のサービス付き高齢者住宅に入所されているか、実態調査を行いたいと考えております。

○森西正委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ぜひ実態調査をしていただいて、そういうことも視野に入れた上で、そして計画を進めていって、施設の設置についてもしっかりと取り組んでいただきたいということをお願いをしまして、質問終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、介護保険の問題について質問させていただきます。

まず1点目、特別会計の予算書の14ページです。款6繰入金、項2基金繰入金であります。

今年度末の基金がどれぐらいになるのか。介護保険の3か年の計画は2018年度が初年度、2019年度が真ん中で、2020年度が最終という第7期せつつ高齢者かがやきプランの計画だと思っておりますけれども、2018年度、初年度はちょっと黒字が出ると。2019年度、真ん中でとんとんで、2020年度、最後は赤字になるけれども、最初に出た黒字をそこに当てはめてという事業計画だと思っておりますけれども、その見込み、2018年度はどうなのか。今度予算を立てておられるわけですけれども、2019年度、これはと

んとんになる予定の年ですけれども、そういう予算になっているのかどうかということについて、お聞かせください。

それから次、先ほど藤浦委員も言っておられました施設整備の問題です。

先ほど藤浦委員がおっしゃっていたのは、施設の整備のための、建設とかいろいろな問題についての補助金ということやと思うんですけれども、せつつ高齢者かがやきプランで、その施設ができた場合に、その施設を使っただけのサービス給付費、これが見込まれております。平成30年度、平成31年度はゼロということですが、平成32年度になって発生するという形で書かれていると思います。せつつ高齢者かがやきプラン第7期の117ページですね。第6期はこれがもっと早い時期からサービス給付費が見込まれてたと思うんですけれども、なかなか施設の建設が難しいということで、最終年度にそれができ上がるという計画でこの給付費の見込みが組まれてると思うんですけれども、今の状況で、先ほど平成30年度に募集をしたけれども手が挙がらなかったというふうなお話でした。この給付費がこのとおり実行できるというふうになるためには、どういうスケジュールで進めないといけないのかという点についてお答えいただきたいと思います。いつまでに事業者を決定して、建設するためにはその期間も要りますね。ここから募集をかけて、サービスを利用しはるということが、この平成32年度には始まるという計画なわけですから、その見込みですね、教えていただきたいと思えます。

それから3番目、今度は保険料のことです。この第7期の保険料、基準月額5,7

90円です。これは本人が非課税で世帯に課税の方がいらっしゃるという場合だと思いますが、大変高いと。よくお話聞くんですけど、年金は下がる一方なんだけど、後期高齢者医療保険や国民健康保険料ももちろん高いんだけど、介護保険料が高い。ほとんどの方は天引きという形になるので、残ってくるお金が年金として振り込まれるので、すごく引かれてるという感じが強いというふうにおっしゃってます。非課税の方でこの基準額で1万円をとうに超えてるわけですからね。これからこういう非課税の方に対して、消費税が増税をされるということになると、余計に負担が大きくなってくると思うんですけども、これに対しての措置というようなことを考えられているのかどうか。これを教えていただきたいです。

それから4番目です。そういう介護保険料が高くして生活がしんどいという方に対して、摂津市は独自の減免制度をつくっておられると思います。前の決算審査のときの質問でお答えいただいて、3年間、平成27年度、平成28年度、平成29年度、それぞれ15人、14人、13人ですか、十数人ということです。この平成30年度、災害もあったわけですけども、この独自減免とか国全体の減免制度もありますけれども、減免の利用者は一体どうなっているのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

どういう人が減免に当たるのか。どんな減免なのか、対象者どれぐらいかというのをお聞かせください。

次に、先ほど藤浦委員からの質問で取り上げられておられましたけれども、総合事業の中で訪問型サービスAというのが導

入をされています。今、布亀株式会社とシルバー人材センターとそれぞれ受けておられて、利用は1名ずつだということでありました。

周知徹底を図るというふうなお話だったと思うんですけども、何度も何度も、この総合事業の質疑の中で、私、確認をしてきたことがあります。やはり要支援の方というのは、きちんと認定を受けて、専門的な支援が必要ということで判定をされた方であるということです。ここに対して、支援がまだ要らないという方の場合はいろんな事業を展開されて、先ほどからたくさんお話が出てきましたけれども、サポートのやり方とか、それから元気な高齢者が元気であり続けられるような、そういう事業展開というのはたくさんしておられて、それはそれですばらしいことだと思っております。評価しておりますけれども、支援が必要だという判定が出た、その方々に対しては、やはり現行相当のしっかりとした専門的な支援ということを受けていただくことが、重症化を防ぐということにつながると思うんです。安かろう悪かろうのサービスということを広めている、そういうほかの市町村もありますけれども、摂津市はそうではなくて、現行相当の専門的なサービスを要支援の方にはきちっと受けていただくことができるということ、ずっと答弁をされていらしたと思うので、その姿勢について、再度確認したいと思うので、お答えください。よろしくお願ひします。考え方の問題ですね。チェックリストと介護認定の問題も何度もご質問させていただいてますけど、もう一度確認したいと思いますので、それについても考え方、言っていただきたいと思います。

それから、平成30年度補正予算の予算

書6ページに、保険者機能強化推進交付金というのが出てきます。これについて、これがどういうものなのか。摂津市で今どんなことをこれについてされているのかを教えてくださいたいと思います。

以上、6点です。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、今のご質問6点のうち、私のほうから5点をご答弁申し上げます。

まず、基金についてでございます。

介護保険給付費準備基金積立金につきましては、平成30年度末の基金残高でございますけれども、6億6,497万8,986円になる予定でございます。

そのうち、平成31年度の末に事業計画により、9,326万5,000円を取り崩す予定となっております。

続きまして、2番目の施設整備スケジュールは飛ばしまして、10月からの保険料軽減強化にかかる対応ということでございます。

現段階でわかっている内容ということで、2019年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、低所得者の保険料軽減強化が行われる予定でございます。2019年度は、2020年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準で実施されます。

具体的には、保険料基準額に対する割合を第1段階は0.45を0.375に、第2段階は、摂津市の場合ですけれども、0.7を0.6に、第3段階につきましては0.75を0.725に変更予定でございます。

なお、2020年度以降の完全実施時には、第1段階が0.375から0.3に、第2段階が0.6から0.5に、第3段階が0.725から0.7に変更される予定

となっております。

また、対象人数ということでございましたけれども、平成31年2月末時点での段階別の人数ということで、第1段階の方が4,342人、第2段階の方が2,001人、第3段階が1,964人となっております。

続きまして、保険料減免についてでございます。

まず、市独自の減免制度の内容としましては、世帯全員が非課税で、特に生活が困窮されており、必要要件に全て該当する方を対象に、申請により第2段階または第3段階に定める額を、第1段階に引き下げるものでございます。

まず、収入要件といたしまして、一人の世帯の収入が120万円以下で、世帯員が一人ふえるごとに50万円を加算しております。

資産要件としましては、世帯員全員が居住用以外の土地や家屋を有していないこと、及び預貯金の合計額が350万円以下であることでございます。

扶養要件としましては、世帯以外の方の扶養親族になっていないことでございます。

これにつきましても、第2、第3段階の方の人数は先ほど申し上げましたとおりで、第2段階の方が2,001人で、第3段階の方が1,964人となっております。

市独自の減免を受けた人数ということですが、平成28年度が14人、平成29年度が13人、平成30年度につきましては現時点でございますけれども、15人となっております。

また、市独自以外の減免ということですが、こちらもつきましては、災害や著しく収入が減ったという方、大きくいえ

ばそういうことになるんですけれども、こちらにつきましては、実績としまして、災害減免ですけれども、こちらは平成28年度が2人、平成29年度が5人、平成30年度は今の時点ですけれども、5人ということになっております。

失業減免、今年度ございまして、今のところお一人ということですよ。

震災による減免ということであったかと思えますけれども、地震・台風ということではなくて、全て火事によるものということになっております。

総合事業に対する考え方ということでございます。

総合事業は、市町村独自の事業であって、多様な社会資源や多様な主体を活用した生活支援サービスを提供するものということになっておりますけれども、市の方向性としましては、要支援1・2の方が利用できるサービスの選択肢がふえるよう、あくまでご希望に沿ったサービス利用ができるようにという視点でもって、地域包括支援センターやケアマネジャーを通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

また、チェックリストにつきましてはですが、チェックリストは要支援認定を受けている更新対象者のみ、本人の希望によって利用できるものということには変わりなく、平成29年度の利用者は3人となっております。

続きまして補正予算のほうに入りますけれども、保険者機能強化推進交付金の内容についてでございます。

こちらは、市町村がその保険者としての機能を発揮し、自立支援・重度化防止に資する取り組みを推進するために、平成30年度にできました新たな交付金でござい

ます。

摂津市の取り組みということでございますけれども、取り組みに対する評価指標が61項目示されておまして、その達成状況と、1号被保険者数に応じて交付される仕組みとなっておりますので、この評価指標の項目が実現できるように取り組んでおります。

○森西正委員長 川口部参事。

○川口保健福祉部参事 質問番号2番、施設整備のスケジュールについてのご質問でございます。

これにつきましては、せつつ高齢者かがやきプランの117ページにございます平成32年度の給付額、ここの金額は一応4月から3月までの1年間の給付費ということで計上しておりますので、実際には平成30年度中には遅くとも事業所が決定されている必要があるというスケジュールでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 2回目の質問をさせていただきます。

まず、基金の問題からです。1番です。基金がどんどんとふえていっているということです。第5期は平成24年度、1億2,000万円ほどだったんです。次の平成25年度が1億3,500万円ですか。平成26年度、1億6,300万円。どんどんふえていってるんですが、次、第6期。第6期に入ってから、さらにふえ方が大きくなってきて、平成27年度2億8,000万円、平成28年度は3億円を超えまして、平成29年度が3億5,900万円です。それから約3億6,000万円ぐらいです。それが平成30年度末で3億6,000万円を超えるという金額だったと思います。

本当に基金がどんどん膨らんでいってる。

先ほど言いましたように、保険料は非常に高く、皆さんはつらいというお声を上げておられる。そういう中で、この基金が膨らんできていることの理由として、施設整備がやはりできていないということが何度も答えとして上がってきたかと思うんです。

第6期のところは、3年間、施設をつかって給付もするんだよという、そういう計画だったけれども、結局できなかった。それが今度第7期に回ってくるわけですがけれども、第6期の最終年度、それが本来やったら先ほど言ったように初年度は黒字になるけど、真ん中の年がとんとんで、最後の年に赤字になって、それを黒字を取り崩してあてる、基金というものはそのため、それから次の期が始まるということになるのが原則的なものなのに、3億円もの大きな黒字が最終年度にどかんと出てきたというふうなことがわかって、この3億円は次の事業計画の中に計上もされていないということで、宙に浮いていますという質問をさせていただいたんですけれども、今度、第7期、今おっしゃったように、今年度中に施設整備ができて、来年度、それに対しての給付がスタートしなければ、またこれ浮いてくるわけです。また、その浮いてきたお金がどうなるのかというと、決算がまだ迎えられていないので一体幾ら浮いてくるかわかりませんから、次の計画には生かせませんでしたということで、またその施設整備をやるのであれば、保険料に上乘せをされるという事業計画になっていくわけです。第8期でね。

今までもそういうことで来てるわけですから、今後もそういうことについて、一

体どういうふうにこれを改善していくのか。施設整備の見込みがあるんなら、もちろん大いに結構なことです。私も施設整備、ぜひともやっていただきたいと思ってるんですけれども、これ何年間も何年間もずっと課題で、事業所はどこも手を挙げてくれないといいながら、ここまで来てるわけです。安威川以南に広げますというのも、今始まった話ではなく、これもそういう話は今までにも何回もお聞きしていますが、今でもやはり手が挙がらない。この中で一体どうしていくのかという問題についての見通しを、第8期との絡みも含めてお答えいただきたいと思います。

今のは質問1番の基金の問題とそれから2番の施設整備の問題が絡まっていますので、1番と2番と一緒に答えいただけたらいいと思います。

それから3番目です。保険料の問題です。今お話しいただいたように、国は消費税の増税の影響分が響くということで、少し引き下げというようなことを考えているようです。しかし、これでその影響がおさまるのかと言えば、今数字で示していただきましたけれども、そんなに大きな金額にはならないと思うんです。やはりしんどいなと。年金が上がらない中で、保険料が引かれて、さらに消費税が上がったということになったら本当にしんどいなという、そういう声がますます高まってくるのではないかといいふうに思いますので、ぜひここはもっと引き下げるべきだということも国に対して言っていただく。

それともう一つ。今のは保険料の話ですがけれども、利用料の原則2割化ということも国のほうは考えていると思うんです。これについても、今利用してはる人が2倍のお金を払うようになったら、本当にこれは

もう大変で、サービスを受けたくても受けられないという人がたくさん出てくると思うので、ぜひともそれは国に対して、利用料の引き下げと、それから原則2割化反対ということについても言っていただきたいと思います。保険料のほうは今は低所得者に対しての引き下げの話でしたけれども、では先ほど言った基準額の方はどうやねんという、ここは入らないわけです。本人非課税で、しんどい思いをしてはっても、ここは消費税の影響で引き下げられるということにはならないわけです。あくまで第1段階、第2段階、第3段階までだというふうなことです、せめて基準額のところまでは引き下げるべき違うんかということもぜひ声を上げていただきたいというふうに思います。これは要望にしておきます。

それから減免です。災害減免、失業減免、高齢者で年金の方が失業減免というのはなかなか使いづらいものやと思うんですけれども、そういう方もお一人いらっしゃったということですが、災害減免は、全壊、半壊、あとは床上浸水でしたか、ですので、今回の災害で広がった一部損壊の方々に対して、この減免制度は使えないという状態であると思います。

そういう意味では、減免制度の拡充もぜひとも国に対しても要望していただきたいというふうに思いますけれども、摂津市の独自減免でぜひとも救っていただきたいなというふうに思うわけです。平成30年度の数も15人ということで、なかなかこの減免制度も、今までも求めておりますけれども人数広がっていないということです。

では対象になる人が少ないのか、みんなが別にそれは必要としてないのかという

と、決してそうではないと思うんです。第2段階が2,001人ですか、それから第3段階が1,964人、これだけのたくさんの方がいらっしゃって、もちろん先ほどおっしゃったような収入要件、120万円とか預貯金350万円とかいうふうなことがありますので、この人たちが全員第1段階に行けるわけではもちろんないというのはわかっております。でも、この要件がそんなに厳しい要件だとは思えないんです。これの中に入られている、けれども、使っておられない。こういう方がたくさんいらっしゃるのではないかというふうに思います。

摂津市も周知ということはやっておられるというふうには伺っています。広報誌とか、本算定の決定通知書に記載をしておられるというふうに聞いておりますけれども、やはりその周知ではなかなかふえないのではないのかなと。もっと周知の仕方をしっかりと伝えるようにやっていただくことが必要ではないかと思うわけです。

摂津市と同じ要件のほかの市、堺市とかそれから泉大津市、泉南市、こういうところがあります。同じように第2段階、第3段階を第1段階に下げる。それから収入要件も120万円である。

財産要件がはっきりした金額は書いてないんですけれども、大体同じようやと思います。摂津市ね、対象者にといいことはなくて、これは被保険者に対しての数字だと思っただけなんですけれども、利用率が0.06%ということで大阪社会保障推進協議会の調べでは数値がなっております。ところが堺市は0.38%、泉大津市0.42%、泉南市0.27%で、ポイント数が摂津市と比べると高いということになるんです。

何をしてはるかという、チラシをつくって、それと申請用紙を送付。これをやってはるんですね。ぜひこの第2段階、第3段階の方々に、通知書の中にちょこっと書いてあるということではわかりにくいので、減免という制度がありますよと。摂津市は独自減免していますよというチラシと、申請用紙、書き方の説明をつけて、送っていただくというふうな、こういうこともこの災害があったときですから、ぜひ利用していただける方は利用していただく。もちろん要件が合わない方は利用できないわけですから、せっかくつくっている独自減免をぜひ活用していただくように取り組んでいただけないかということについて、お尋ねしたいのでお答えをお願いします。

総合事業です。質問5番目。総合事業については、今先ほど、選択肢を広げるということでつくったものであるというふうにお話しされたと思います。要支援の方々に対して専門的なサービス、必要な人はみんな受けていただけるんですという、現行相当のものを受けていただけるということは、今までどおり変わらないのかなと思って、そこは安心いたしました。

やはり、それが大事なことだと思うんです。ぜひ通所型サービスBも含めて、推進するのではなく、先ほど藤浦委員もおっしゃってましたけれども、つくったけれども余り利用がないということやったら、それも別に必要ないのではないかというふうなご指摘もありますから、現行相当でやっておられるほかの市はたくさんそういうところもありますので、現行相当一本で、私はやっていただきたいなというふうに思います。

それから、チェックリストについても、介護認定が早急に必要な人、本来の介護認

定が基本であって、そういう場合に限って使っているんだというふうなことでお伺いをしておりました。ここも変わっていないのかなというふうに思いますので、この原則を曲げずに、ぜひとも要支援の方々に対して、重症化することのないように、専門的なサービスをきちっと提供できる摂津市の体制を崩さずに行っていただきたいと思いますので、これは要望としておきます。

それから6番目です。補正予算にあります保険者機能強化推進交付金、これですけれども、言ったら国がよくできるところにご褒美として点数をつけて、交付金をくれるという、そういう形だと思うんですけど、何がよくできてるのかということが問題なわけです。何を国が推奨しようとしているのか。もちろん、要支援の方、要介護の方が重症化しないように、そういう要支援、要介護にならないように、元気な高齢者が元気でいてもらえるように、これはそのものは非常に大切なことだし、大いに進めていってもらわないといけない。そのための取り組みを国が進めていくということについて、この点は方向性としては悪くはないと思うんです。ただ、交付金でそれを釣って、数字を小さく見せるために卒業という名前で介護の必要な人からサービスを取り上げるというふうなことが、実際に起こっているという話は今までにもしてきました。そういうところが国が進めるモデルとして、厚生労働省が各市町村に対して、これはモデルですよということで示しているというようなことも実際にあります。先ほどから言っていますけれども、これは摂津市の方向性とは違うと思いますので、この保険者機能強化推進交付金、これに対する姿勢ですね、これについて

ももう一度お聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午後3時 1分 休憩)

(午後3時27分 再開)

○森西正委員長 再開します。

答弁をお願いします。

荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、2回目のご質問の3点についてお答え申し上げます。

まず、せつつ高齢者かがやきプラン第7期計画における施設整備の見通しについてでございます。

これまで施設整備につきましては、市のホームページで募集をかけてまいりました。ただ、これまでどおり募集するだけでは、なかなか手を挙げる事業者はないのではないかと予想されます。

つきましては、先ほども申し上げましたとおり、整備圏域の撤廃でありますとか、事業所への聞き取り調査などをしていけばいいのではないかと考えております。具体的にどうすれば応募してもらえるのかということ聞いてまいりたいと考えます。

また、第8期に向けてもそうなんですけれども、施設整備につきましては、社会状況の変化などを踏まえまして、審議会で再度審議してまいりたいと思います。

2点目、市独自減免の周知についてでございます。

他市の事例も入れながら、いろいろなご提案をいただきましたけれども、なかなか市の制度というのは非常に難しいと思われることが多いと思いますので、丁寧な説明をということであれば、やはり支援者か

ら説明を受けるということが一番届くのではないかなということで、先ほどおっしゃいましたように、チラシをつくって、ケアマネ部会でケアマネジャーに周知しますとか、平成31年度に市のポータルサイトを構築していく中で、そういった記事も載せて、周知を図っていければと思います。また、チラシを窓口に置いたり、広報誌へのタイムリーな掲載なども考えていきたいと思っています。

3点目、保険者機能強化推進交付金についての市の考え方ということでございます。

この交付金は市町村の自立支援・重度化防止に資する事業が目的の交付金でございます。今、確定していることが少ないのですが、今後、国や府の動きを注視しつつ、介護予防・重度化防止に資する取り組みに使っていきたいと思っております。

ただ、市民の皆さんが元気で長生きできるような取り組みを進めることが、結果的に国の評価指標の実現につながると考えております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 3回目の質問をさせていただきます。

施設整備のほうですね、しっかりと施設整備ができるように、また考えていただけたらということ。部長もおっしゃっておられましたけれども、やはり施設に入所したいのにできない人がたくさんいるというふうなことを、サ高住の実態も調査されるというふうなお話もありましたけど、きちんとつかんでいただいて、しっかりニーズに合った施設をつくってもらえるというのが、まずは一番求めているところですので。

ただ、事業所がそれによって営業が傾い

てしまうというようなことになってはいけないわけですから、そののところもしっかりと気にしながら、事業計画を進めていただきたいと思うんですけれども、万が一これが実現できないということになれば、第8期の計画の中でこの施設整備のお金をどんなふうに考えていくのかということ、この第7期の問題も含めてちゃんと検討して、市民に負担ばかりが行くというようなことにならないように、ぜひしていただきたいと思いますので、要望としておきます。

それから、減免の件です。いろいろとやり方を考えて減免をお知らせしていくということで、前向きな回答をいただいたというふうに思っています。

ただ、要支援、要介護のサービスを受けておられる方はケアマネジャー通じてということでもいいんですけれども、やっぱりそういうサービスをまだ受ける前の段階の方々、この方々は保険料だけ取られるという意識がやっぱりすごくあるんですよ、使っていないのにみたいな。いずれ、保険料がサービスを使うときには生きてくるんだという、そういうことはもちろん必要な話だとは思いますが、やはりそういう方々にもしっかりと情報が行き届くような、そういうやり方はないのかということを考えていただきたいと思います。たくさんの方が減免を受けたら、摂津市の会計はどうなんねんというふうなことも心配される方もあるかもしれませんが、先ほどご紹介した堺市、ここは人数がすごく多いので、先ほどの0.38%でしたけれども、879の方が受けておられます。

でもね、影響額としては1,682万8,000円ぐらいなんです。879人も受

けてもこんなもんだというふうなことです。泉大津市だったら、77人が受けて119万2,000円というふうな金額ですので、たくさんお知らせして受けてもらってもそんなに大きなお金がどこどこ出ていくということにはならないと思いますので、ぜひ減免、お知らせをして、摂津市に今ある制度ですから、使っていただけるようにぜひしていただきたいと思います。

それと、この対象を広げるとか、そういうことをすればやはり利用者もふえていくわけです。吹田市とか豊中市とか高石市、こういうところでは、吹田市なんかは先ほどの収入要件を150万円以下にまでしています。豊中市はもっといろいろとやっている、ここでご紹介するには多過ぎるので、もうすごくいっぱいやってるよということだけ言うときます。

高石市は、これは段階を第4段階まで、1、2、3、4段階に対して対象を広げています。こういうことをすると、やはり利用者も広がりますし、本当にありがたいと、助かったと言われるような減免制度にもなると思いますので、これもそんなに大きな財源はかかっておりません。ぜひ、基金をずっとため込むだけではなくて、どう還元するのかということをしつかりと考えていただきたいと思いますので、これは要望としておきます。

それから、最後ですね、保険者機能強化推進交付金、先ほどのご答弁を聞いて安心いたしました。国の数字で締めつけられるのを、その数字を追いかけるようなことをするのはなくて、やはり市民にしっかりと目を向けて、市民が健康になっていく、元気な高齢者の方はできるだけ元気でおられる、要支援、要介護になられた方は重症化を防ぐというふうな立場でしっかりと

と取り組んでいていただきたいと思
います。

この保険者機能強化推進交付金という
のを、財務省は、調整交付金をこの保険者
機能強化推進交付金としても活用できる
ように主張しているらしいんですよ。厚生
労働省ではなくて財務省が言うてるんで
すけどね。これに対して、全国市長会が自
治体間格差をなくすための調整交付金の
本来の機能が失われてしまうやないかと
いうことで、反対をしてるということです。
摂津市としても、全てに点数をつけて、そ
れでおおるといふうなやり方ではなく、
自治体間格差に対しての調整交付金はや
はりその性格のままにということで、これ
も国に対して要望を上げていていただ
きたいと思います。

それから、地域ケア会議ですね、これも
質問はしませんけれども、前にもお話し
いただいたと思うんですけれども、訪問回数
が多いケアプランに対して届け出をする
ようになったということでありました。摂
津市はそんなに多くの件数ではないとい
うことですし、そのやり方についてもけし
からんといふうなことではなくて、本当
にそのプランが必要なのか、よりよいプ
ランはもっとないのかという立場から検討
されてるといふうに伺っておりますので、
この回数だけでね、多いからあかんの
やというようなやり方をするのではない
ように、中身の充実したケアプランとい
うことで、地域ケア会議もやっていただ
きたいと思いますので、要望としておき
ます。

以上で質問を終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

なければ以上で質疑を終わります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午後3時37分 休憩)

(午後3時38分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第27号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質
疑に入ります。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 質疑なしと認め、質疑を
終わります。

暫時休憩します。

(午後3時39分 休憩)

(午後3時40分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第28号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質
疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 質疑なしと認め、質疑を
終わります。

暫時休憩します。

(午後3時41分 休憩)

(午後3時42分 再開)

○森西正委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め、採決し
ます。

議案第1号所管分について、可決するこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。よって、本件
は可決すべきものと決定しました。

議案第4号について、可決することに賛
成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。よって、本件
は可決すべきものと決定しました。

議案第6号について、可決することに賛

成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第7号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第8号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第13号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第15号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第27号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第28号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件

は可決すべきものと決定しました。

議案第29号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後3時44分 休憩)

(午後3時45分 再開)

○森西正委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議します。

平成31年度、委員会行政視察を実施することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

次に、視察事項、視察先、視察日程等についてご協議いただきます。

この件につきましては、先進事例等の情報収集を行うとともに、日程を調整させていただいた内容をもって、委員長案としてまとめさせてもらったものでご提案させていただきます。

日程は5月15日水曜日から5月16日木曜日、視察市は東京都足立区及び群馬県前橋市。東京都足立区は人口約68万68,000人、こちらでは、あだちベジタベライフと糖尿病対策について視察を行います。

足立区では、住んでいけばおのずと健康になれるまちを目指して、もっと笑顔、もっと長寿、あだち元気プロジェクトが推進されています。その中で、糖尿病が多く、健康寿命が都内平均より約2歳短いという事実を受けとめ、総花的な健康づくり対策ではなく、糖尿病対策に焦点を絞り、企業や団体の協力を得て、健康寿命延伸の大

きな成果を上げています。住民の食生活に着目した、あだちベジタベライフの取り組みを中心とした、効果的な健康寿命延伸施策について、視察を行います。

また、群馬県前橋市は、人口約33万7,000人、こちらではまえばしフードバンク事業と食品ロス削減の取り組みについて視察を行います。

前橋市では、全国で初めて自治体による全面委託でフードバンク事業を行っており、全国ではNPOなど民間団体が担い手の中心で事業の継続性が問題となっているフードバンクの取り組みにおいて、官民連携のモデルとして注目されています。

またこれと関連して、食べ切り協力店の登録など、昨今の社会的関心を集めている食品ロス削減の取り組みと合わせて、食品に関する環境施策及び生活困窮者支援の取り組みを視察します。

以上のような視察案を提案させていただきましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 それでは、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午後3時48分 休憩)

(午後3時53分 再開)

○森西正委員長 再開します。

それでは、東京都足立区においてあだちベジタベライフと糖尿病対策について、群馬県前橋市においてまえばしフードバンク事業と食品ロス削減の取り組みについての視察を行いたいと思います。

本委員会の視察につきましては、以上のとおり実施することといたしますので、よろしくをお願いします。

なお、常任委員会の所管事項に関する事

務調査については、本会議最終日において閉会中に調査することが諮られます。本委員会の所管事項については、老人福祉行政について、障害者福祉行政について、保健医療行政について、環境衛生行政について、商工行政について、農業行政について、文化スポーツ行政についてを、平成32年3月31日まで閉会中に調査することにいたしたくと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

以上で本委員会を閉会します。

(午後3時54分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 森西 正

民生常任委員 藤浦 雅彦